

■ パブリックコメント（意見募集）実施結果の概要

案件名	光市障害福祉計画(第2期)骨子(案)に対する意見について
募集期間	平成21年2月5日(木)～平成21年2月25日(水)
担当課 (問合せ)	福祉保健部 社会福祉課(あいぱーく光) 電話 0833(74)3001 FAX 0833(74)3070 電子メール syakaifukushi@city.hikari.lg.jp

▼ 募集概要

このたび光市障害福祉計画(第2期)骨子(案)がまとまりましたので、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

パブリックコメントは、計画等の立案過程における市民参画を進めるとともに、説明責任を果たすことで市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るために実施するものであり、市民の皆様のご意見・ご提言をより反映させた計画づくりとするため、計画の案を公表し、意見を募集しました。

▼ 意見を提出できる人

- (1) 光市に住所がある個人又は市内に事業所を有する法人・団体
- (2) 光市に通勤又は通学している人

▼ 意見提出者数及び提出件数

- (1) 提出者数 1名 提出件数 1件
- (2) 提出方法 郵送 1件
- (3) 提出者区分
ア 光市に住所がある個人 1名

▼ 意見の計画案への反映状況

お寄せいただいたご意見には、骨子案の字句の修正を求めらるご意見はありませんでした。いただきましたご意見は今後の参考意見として十分に活用させていただきます。

▼ 資料の開示方法

(資料内容)

・光市障害福祉計画(第2期)骨子(案)

(閲覧方法等)

- 1 閲覧用資料の窓口設置 13か所
本庁(1階情報公開総合窓口)、大和支所、あいぱーく光出張所及び公民館(伊保木公民館及び中島田公民館を除く)
- 2 市ホームページに掲載

▼ 提出された意見の概要と市の考え方

意見等の概要	光市の考え方
<p>・ 福祉タクシー利用券の給付について</p> <p>福祉タクシー利用券の給付枚数については、マイカーや介助者の車による通院の場合と、タクシー利用者の場合は、利用枚数が異なると思うので、利用頻度に応じた度数の申請により給付してほしい。</p>	<p>ご意見は、本計画骨子（案）に関連しておりませんが、本市では、重度障害者等の経済的負担の軽減や外出支援を目的に、通院時などのタクシー利用料金の一部を助成しています。給付枚数については、これまでも腎機能障害者の通院頻度等を考慮し、給付枚数の見直し等も行っていましたが、今後も、タクシーの利用実績等を踏まえ、他の福祉サービスとの整合も図りながら、引き続き、現行制度の継続に努めます。</p>